

# 猪爪さんや、白井さんが「入っててよかった」と言った「1日1円保険」

新潟県交通  
災害共済組合

## 自転車で転倒も対象

「自転車でころんで見舞金を頂けるなんて、保険に入っていてよかった」と言うのは猪爪りやさん（61歳・木場）。猪爪さんは昨年7月に自宅から大野へ買い物に行く途中、前からきた自転車をよけようと転倒してしまいました。右ひざ打撲で7日間の通院。「見舞金が出るのは息子からきいて」と最初は申請しなかった猪爪さん、9等級に該当することがわかり、2万円の見舞金を受け取りました。

また、一昨年10月に自転車に乗っていたところ車に衝突された白井キヨシさん（61歳小平方）は136日間も入院してしまいました。3等級に

該当し15万円の見舞金が支払われました。

「病院でもほかの患者さんが入っててよかったとよく話しました。一日1円保険を知らない患者さんもいて、そんなのあると聞かれてちよっぴり困りました」と話します。

## 年間350円の掛金 申込書を上旬に配布

新潟県交通災害共済組合の1日1円保険は「1日1円の安い掛金で多くの人を交通事故から助けよう」と昭和43年に発足し今年で17年目になります。

町の加入者は現在1万4911人で町民の7割近くに達しています。3月31日に期限が切れますので、ぜひ継続し

てください。

また、現在加入されていないかたは家族全員で加入されることをお勧めします。

掛金は1人年間350円で、見舞金は2万円から最高100万円（死亡）まで9段階に分かれています。12月31日現在で掛金の総額は522万円で、見舞金を472万円（対象事故59件）支払いました。町民の7割が加入しているからこそできるのです。また、加入されると1人につき30円が所属する自治会に支払われます。地域のためにもなるわけです。

2月上旬に各家庭に申込用紙を配布します。

役場総務課交通係（内線12）



## 加入状況 加入者…14,894人(加入率68.9%)

- ・会員数（加入者数） 14,894人（60年4月27日現在）
- ・加入率 68.3%（60年3月末日人口21,766人に対して）
- ・新潟県加入率 69.4% ・西蒲原郡加入率 86.1%

### 自治会別加入状況（60年）

自治会名	人口	加入者数	加入率	加入率	自治会名	人口	加入者数	加入率	加入率
金 巻	336	309	91.9	88.9	善 久 東	627	366	58.3	52.2
興野一区	428	285	66.5	68.7	善 久 中	574	389	67.7	—
興野二区	436	337	77.2	80.9	善 久 西	303	193	63.6	61.6
興野三区	429	279	65.0	63.9	上山田第1	554	273	49.2	42.8
興野四区	340	228	67.0	64.0	上山田第2	592	331	55.9	56.5
中学通り	683	470	68.8	71.0	上山田第3	475	283	59.5	53.2
新 町	398	304	76.3	76.5	上山田第4	317	165	51.8	54.8
諏訪町	603	445	73.7	78.6	下山田	233	199	85.4	74.7
二之町	184	146	79.3	77.4	小平方	294	236	80.2	78.0
五 区	299	252	84.2	86.4	鳥原新田	319	203	63.6	70.9
仲 町	157	132	84.0	74.1	板 井 一	307	268	87.2	81.9
七 区	281	233	82.9	85.9	板 井 二	242	199	82.2	86.6
八 区	466	398	85.4	81.0	板 井 三	207	176	85.0	82.4
新田町	512	327	63.8	64.7	板 井 四	404	339	83.9	83.1
栄 町	168	116	69.0	65.8	木場川前	340	262	77.0	69.6
川 原	164	128	78.0	73.7	木場上組	509	373	73.2	70.0
鳥原新地	380	290	76.3	71.5	木場下組	503	285	56.6	54.5
鳥原本村	819	579	70.6	69.5	木場八割	546	374	68.4	49.3
鳥原大明	795	471	59.2	57.3	木場新田	517	268	51.8	48.7
蓮方団地	440	309	70.2	61.1	黒 鳥 一	244	206	84.4	79.4
柳 作	741	453	61.1	55.0	黒 鳥 二	154	152	98.7	100.0
立 仏	1,091	636	58.2	57.2	黒 鳥 三	142	134	94.3	84.5
焼耐団地	498	203	40.7	34.3	黒 鳥 四	251	215	85.6	84.2
寺地本村	458	296	64.6	56.5	黒 鳥 五	203	174	85.7	86.3
寺地中	441	268	60.7	58.1	緒 立	117	117	100.0	99.1
寺地下	362	200	55.2	56.3	北 場	250	238	95.2	95.2
寺地団地	633	382	60.3	62.8	合 計	21,766	14,894	68.3	66.0

## 20歳から60歳の国民すべてが加入

60歳以上は今までどおりです。今年4月から国民年金制度が変わります。現在、自営業や農業の人が加入している国民年金は、20歳から60歳まですべての人が加入することになります。そして、加入者は3つのグループに分けられます。なお、新しい制度が適用される人は4月1日現在満60歳未満（大正15年4月2日以降の生まれ）の人です。60歳以上の人は今までの制度で年金を受けることになります。問い合わせ：役場住民福祉課年金係

## サラリーマンの奥さんは保険料不要

サラリーマンの奥さんで、奥さん自身に収入がなく、職場の年金に加入している夫から扶養されている人（健康保険の被扶養者）は第三号被保険者となります。保険料は夫が加入している年金から負担され、奥さん自身は納める必要はありません。現在、国民年金に加入している奥さんは1か月6740円の保険料を納めていますが、4月1日からは納める必要はありません。そのため、奥さんが働いていて厚生年金に入っているなど）に比べて多く保険料を払うわけではありません。なお、奥さんに収入があり夫の被扶養者として認められない人で、職場で年金がない人は第一号被保険者です。

## 厚生年金(船員保険も)に加入している夫に扶養されている奥さんで国民年金に加入していない人は2月1日から役場に届出をしてください

現行国民年金制度では、公的年金といわれる厚生年金、船員保険、公務員等の各種共済組合に加入している夫から扶養されている妻は、国民年金に加入してもしなくてもよいことになっていました。それが、4月1日からの新国民年金制度では20歳から60歳まですべての人が加入しなければなりません。サラリーマンの奥さんは「第3号被保険者該当届書」を届出してください。この届書は役場住民福祉課の窓口にあります。

「厚生年金または船員保険に加入している夫に扶養されている妻で次の①から③のどれかにあてはまる奥さんは2月1日から届出をしてください。

- ①国民年金に加入していない
- ②以前国民年金に加入していたが、現在加入していない
- ③現在、国民年金に加入しているが、1月31日までに「国民年金任意加入被保険者現況届書」を提出していない。＊提出した人はこの届出をする必要はありません。

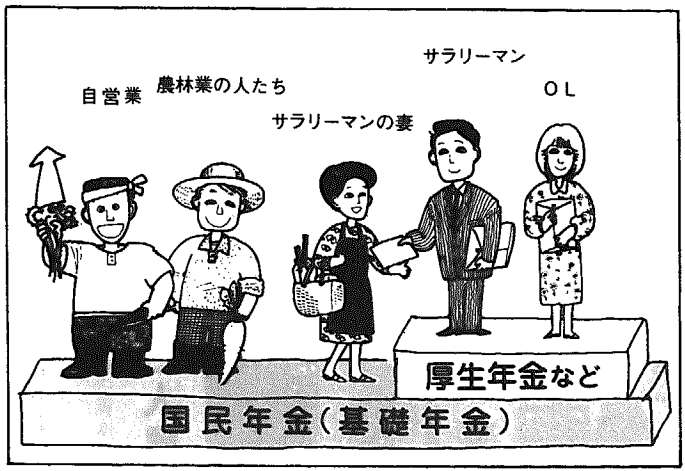
公務員等各種共済組合に加入している夫に扶養されている奥さんは届出方法がまだ決まっていますのでしばらくお待ちください。

「国民年金任意加入被保険者現況届書」を提出された奥さんは届出する必要はありません。

届出場所…役場住民福祉課年金係

## サラリーマンの奥さん ここをお読みください。

国民年金4月から新制度がスタート



新しい年金制度は、20歳から60歳までのすべての人が共通の基礎年金に衣がえして、その上に厚生年金などの職場の年金が上乗せされるといふ2階建ての仕組みに改められます



家事手伝い、無職

